

「河川巡視支援業務積算基準」に係る運用について

1 「4. (2) 車両管理」について

次のとおりとし、他の河川巡視支援業務の積算経費と区分して積算する。

(1) 業務委託料の構成

業務委託料 = 直接業務費（直接人件費 + 直接経費） + 諸経費 + 消費税相当額

(2) 各構成費目の算定

① 直接業務費

イ 直接人件費

公共工事設計労務単価の「一般運転手」の単価を標準とする。

なお、超過勤務時間当たり単価は、次式により積算する。

超過勤務時間当たり単価 = (巡視員の基準日額) × 1/8 × A × B

※ただし、A：125/100又は150/100：時間外又は深夜割増

B：割増対象賃金費

ロ 直接経費

A 車両

ライトバン（1,500cc）を標準とし、「建設機械損料等算定表（北海道補正版）」により次の2つの機械損料を計上する。

- ・共用1日当たり損料（固定費）
- ・運転1時間当たり損料（変動費）

B 燃料費

② 諸経費

諸経費は、次の式により算定した額の範囲内とする。

諸経費 = (直接人件費 + 直接経費) × 諸経費率 ※ただし、諸経費率は27%とする

③ 消費税相当額

消費税相当額 = (直接業務費 + 諸経費) × 消費税率

2 調査基準価格の算出について

調査基準価格は、業務全体の予定価格を次の(1)・(2)に分けた上で、各々の調査基準価格相当額を算出し、合算した額とする。

(1) 河川巡視本体の相当額

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号。最終改正：平成29年3月14日付け国官会第3861号）に準じて算出する。

(2) 車両管理の相当額

「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成16年6月10日付け国官会第366号。最終改正：平成21年4月3日付け国官会第2463号）別紙「予算決算及び会計令第85条の基準」第4に準じて算出する。

※ 車両管理に係る予定価格に10分の6を乗ずる。